

～子どもと女性を守る11月～

「女性に対する暴力をなくす運動」の実施について

1 趣旨

配偶者等からの暴力（DV）、性犯罪・性暴力、売買春、人身取引、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

例年、11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）には、「女性に対する暴力をなくす運動」を全国で実施しており、本県でも、この期間に合わせ、以下のとおり取り組みます。

2 期間

令和3年11月12日（金）～11月25日（木）

3 県の取組

- ・「女性に対する暴力をなくす運動」ポスターの掲示及びリーフレットの配付
- ・県ホームページへの掲載
- ・県庁舎内デジタルサイネージ（県民ホール、県民駐車場）によるDV防止啓発PR
- ・県昭和庁舎のパープルライトアップ
- ・ぐんま男女共同参画センターでのパネル展示

4 DVと児童虐待の関連性

近年、DVが起きている家庭では、子どもに対する暴力が同時に行われている場合があり、児童虐待が深刻化しています。DVと児童虐待との関連性も強く指摘されており、関係機関の連携はもちろん、県民一人ひとりが問題意識を持つことが重要です。

5 相談連絡先

<DV>

- ・群馬県女性相談センター
027-261-4466
月～金曜日 9時～19時30分
土曜日 10時～17時
日曜日 13時～17時
※いずれも祝日及び年末年始は除きます
- ・DV相談ナビ（全国共通ダイヤル）
#8008（はれれば）
- ・DV相談+（プラス）（24時間受付）
0120-279-889

<児童虐待>

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル
189（いちはやく）
24時間365日対応
※ 一部のIP電話はつながりません

Wリボン



※ Wリボン：オレンジは児童虐待防止を、パープルは女性への暴力根絶を表すシンボルです。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

